

盛岡広域振興局長告示第92号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成26年12月12日

盛岡広域振興局長 杉原永康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 滝沢市鶴飼狐洞10番1、10番2及び11番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市本町通二丁目9番13号 有限会社丸光土地